慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾大学文学部古文書室所蔵の個別軸装中世文書
Sub Title	
Author	的場, 匠平(Matoba, Shohei)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.582(582)- 590(590)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 史料紹介 : 文学部古文書室所蔵の中世文書
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0582

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵の個別軸装中世文書

的場匠平

本稿では慶應義塾大学文学部古文書室所蔵の中世文書を三点紹介する。いずれも後世になって個別に掛幅・巻子の形に装丁されたもので、便宜上、一括して紹介するが、相互に関連性が認められるわけではない。

1　殿木中子田地流文（整理番号NP03195）

古文書室旧登録名は「仁治三年　田巻」（一四五）。一紙（軸装）。本紙法量26.8×39.6cm。

紀伊国官省符庄の住人である殿木中子が、出挙物の弁済のために、庄内の私領を引き渡した際に作成した文書であり、「流文」とするのが適当である。官省符庄は高野山金剛峯寺の膝下庄園。同庄住人殿木氏については、他の史料に見えず不詳。賀茂氏については、元暦二年三月五日付「金剛峯寺下政所三方百姓等起請文」（「高野山続宝簡集」二七）に河北の住人「賀茂為行」が見えるが、本文書の賀茂為成らとの関係は定かではない。

2　津野繁高請文（整理番号NP03194）

古文書室旧登録名は「土佐國津野本庄舊記」（一四三）。一紙（軸装）。本紙法量29.3×47.9cm。

土佐国津野本庄の地頭である津野備前守繁高が、同庄の領家である賀茂御祖社（下鴨社）に対して、同庄所務職を請負うことを契約した文書で、地頭による毎年八〇貫文の年貢上納義務のほか、有事の際の半済措置等の条件が盛り込まれている。津野本庄における地頭請の初見史料であり、領家から地頭津野氏への庄務権の移行という、当該期の在地の状況を端的に示す史料として評価されている（下村效「「賀茂御祖皇大神宮諸国神戸記」よ

りみた津野荘と津野氏」、『海南史学』第七号、一九六九年、等）。

本文書は、「賀茂御祖皇大神宮諸国神戸記」等所収の写が早くから学界で認知・使用されてきたが、『南北朝遺文』には「山城林康徳文書」として収録された（中国四国編第四巻、三九四一号）。林康徳氏は、下鴨社氏人として代々同社に奉仕してきた林家の出身で、明治一九年に内閣修史局編修官星野恆氏が同家所蔵文書を採訪している（嵯峨井建「下鴨神社史料の所在と現状」、『京都産業大学日本文化研究所紀要』第五号、二〇〇〇年）。この時作成された影写本（東京大学史料編纂所架蔵「林康徳文書」）中に本文書を確認できることから、修史局による採訪の後、本文書は林家から流出したのであろう。なお、総裏の銘文から、安永二年かそれ以前には現在の形に軸装されていたことがわかる。

3　但馬国射添庄坪付注文（整理番号NP03202）

古文書室旧登録名は「惟宗保信寄進状」（一二一）。前欠で一三紙分が残存（巻子装）。一紙の法量は約32.0×52.0cm（ただし現状第一紙は前欠）で、各継目に裏花押を二顆ずつ据える。また、本紙の天と中央に、一条ずつ界線を引く。なお、「寛文十三癸丑歳九月吉日五室康徳院寄進焉」との箱書を有する箱に納められている。

文面は惣領地頭惟宗保信が作成した坪付注文であり、一定領域内における田畠等の所在地・所有者・面積等の情報が列記されている。その領域について、後人は「摂津國」内であるとしているが、「熊波河」「山田河」の流域であることや、「温泉庄」「七美」「小代」といった隣接地名などを勘案すると、但馬国の歓喜寿院領射添庄である可能性が高い。その場合、山田河の上流側の境界である「多田ノ庄」が問題となるが、これは摂津国多田庄ではなく、射添庄に隣接する伊勢外宮領太多庄のことではないかと思われる。射添庄の地頭は、弘安八年時点では「射添弥三郎入道」であったことが、同年付の「但馬國太田文」（『鎌倉遺文』古文書編第二一巻、一五七七四号）によって判明する（『兵庫県史』第二巻、等）。この射添氏と坪付注文中の惟宗氏との関係については、後考を俟ちたい。

1　殿木中子田地流文

（端裏書）
「仁治三」

謹辞　負物之代奉去進田地立券文事

合壹長者（在金剛峯寺政所河北山郷北山中村之内字中之谷殿木中子作）

四至（限東堤定　限南六郎丸際目定　限西溝定　限北高畷定）

右、件田地、元者殿木中子相傳領掌田地也、而今依賀茂為成事能口入仕御出挙物不奉弁、殿木中子私領所奉弁實也、全以不可有他妨、仍為後日證文、放新券文之狀如件、

仁治三年壬寅十一月九日殿木中子（略押）

2　津野繁高請文

（総裏銘）
「南朝後圓融院年号
應安五年北朝文中元年也、到安永二癸巳三百九十四年也」

（外題直書）
「土左國津野本庄舊記」

（端裏書）
「津野繁高今度請文」

請申　鴨太神宮御領土左國津野本庄所務職事

右、當庄所務職事、對津野地頭備前守繁高被成御契約上者、毎年公用捌拾貫文内三月中仁肆拾貫文、十月中仁肆拾貫文、無未進懈怠可致其沙汰也、但於庄内合戦出来者、可有半済之沙汰、於于國動乱出来者、可有三分二之沙汰、如此相互堅契約申上者、若云月宛分、云惣員數、相懸公用後年者、改所務雖有契約他人、不可申一言子細者也、且可被申行別而罪科御沙汰也、仍為後日契狀如件、

應安五年九月八日　備前守繁高（花押）

3　但馬国射添庄坪付注文

（箱書）
「寛文十三癸丑歳九月吉日五室慶德院寄進焉」

（紙継）
「摂津國」

（前欠）
一□

一所、カシハサキ□　□歩

一所、クホタ　大十二歩

（一カ）
一□所、同所　大十二歩

（一カ）
□所、井口　一段

一所、河原田　八十□歩

一所、同所　五十四歩

一所、同所　半八歩

一所、クソフチ、（下依）　十八歩

一所、クソウミ　十八歩

一所、上戸原　一段半卅六歩

一所、同所　三百廿四歩
……（裏花押）（裏花押）……
一所、トハラ　三百廿四歩
一所、池尻　百八歩
一所、白谷　十一歩
一所、フカハラ、（但両所分）　九十歩
一所、マロミ　廿二歩
一所、向田　四段
一所、（カトツノノ井クチ）　六十歩
一所、カトツノ　二段四十八歩
一所、サヽ谷　小廿四歩
一所、同所　十一歩
一所、ヒサノ前　半卅六歩
一所、同所　一段百八歩
一所、岩穴口　大十二歩
一所、フク井、（縄手ヨリ南）　半
一所、同所、（同）　半卅六歩
一所、同所、（同）　卅六歩、（此外河原在之）
……（裏花押）（裏花押）……
一所、大田、南依　一反半
一所、熊波ホリ河　卅六歩

一所、南坂　卅六歩
一所、同所　六十五歩
一所、同所　八歩
一所、カヘタニ　四十七歩
一所、白ミ　大十二歩
一所、同所　八歩
一所、寺本、（但加両所定）　十五歩
一所、罡　八十三歩
一所、罡ノ中坪　小六歩
一所、門　八歩
一所、（チミノクホタ）　半五十四歩
一所、田ノ尻　七歩
已上貳町肆段捌拾柒歩
末次名
一所、水落　卅六歩
……（裏花押）（裏花押）……
一所、杜本ノ井尻　大四十歩
一所、クラモチ　大四十八歩
一所、熊波河出　百八歩
一所、コホキ　一段
已上參段

正清名
一所、大田三、角田　半卅六歩
一所、クラモチ　大四十八歩
一所、アワラ　三百廿四歩
一所、大マチ　一段百八歩
一所、門田　三百廿四歩
已上肆段半
友光名
一所、井野々　半
一所、高塚　卅六歩
一所、サヽ谷口　半卅六歩
……（裏花押）（裏花押）……
已上壹段柒拾貳歩
定使給
一所、クラモチ　三百廿四歩
一所、同所　半七十二歩
一所、同所　一段
已上貳段半參拾陸歩
一所、長洲ノ田代　今ハ河成
一　國領平畠山林不作荒野
一所、山田下村

東限山田河、南限堂ノ前ノ堀ヲ登リニ誓願カ家ノ門ヨリ後ノ谷ヲ登リニ大蔵尾ヲ峯ヘ向天堺、西限峯、北限チミノシ水ノ上ヲ登リニイム畑ノ尾ニ向天堺、
一所、岩留谷
東限大路尾、南限大瀧ノ上ノ尾ヲ登リニ大路ノ尾ニ向天堺、西限岩留谷、北限三ツ石谷ト瀧ノ倉ノ中尾ヲ登リニ大路ノ尾ニ向天堺、
一所、大辻谷
……（裏花押）（裏花押）……
東限峯、南限岩屋谷ト焼尾畑トノ中ノ尾ヲ登リニ峯ニ向天堺、西限大辻谷、北限井ノ口ノ上尾ヲ登リニ倉預ト瀧ノ谷トノ中尾ヲ峯ニ向天堺、
一所、ヨタワラ
東限長井堺、南限上戸ヨタハラノ上ノ疋ヲ堺、西限峯、北限ロクロタニヲ登リニ大簗瀬ノ尾ヲ峯ニ向天堺、
一所、下珎美フクロウ
東限古池ノ尻ヲ上ノ尾ヲ登リニ小簗瀬

ノ尾ヲ峯ニ向天堺、又古池ノ尻ヨリスクニ大河
ニ向堺、南ハフヤノ谷ヲ登リニ小尾ヲ峯ニ向
天堺、西限山田河、北限大河、
一所、堺クソウミ
東限大河、南限延恒カ地堺ヲ峯ニ向天
堺、西限峯、北限長井堺、但此内入江入
道ノ地除之、
一所、長瀬ノ上地村
東限公田、南限シムキノ尾ヲ登リニ一本
椙ヲスクニ道ヲ登リニ峯ニ向天堺、西
限登道ヲ登リニ峯ニ向天堺、北限公
文地ヲ堺、
……（裏花押）（裏花押）……
一所、平山
東限峯、南限則利名地、西限河、
北限橋爪ノ尾ヲ登リニ峯ニ向天堺、
一所、葦谷、南依
東限葦谷口、南限延恒名地ヲ堺、西限峯、
北限アシ谷ヲ登リニツキカ原ト大谷トノ中□〔尾カ〕
ヲ登ニ峯ニ向天堺、
一所、下戸原
東限峯、南限溝谷口ノ尾ヲ登リニ峯
ニ向天堺、西限大河、北限則利名地ヲ堺、
但此内大内三郎地并原ノ女子分地除之、
一所、柚ノ垣
東限延恒名地、南限谷河、西限大河、
北限原ノ女子分地堺、
一所、井野々上村
東限公田、南限尾、西限温泉庄、
北限藤太郎カ家ノ南ノノキヲ桒ノ木ヨリ
スモ、ノ木ヲ登リニ尾ニ向天堺、此尾ヲ下ニ野
々谷ノ口へ向天堺、
……（裏花押）（裏花押）……
一所、柿ノナル小谷口
東限尾、南限井ノ口ノ上尾ヲ登リニ
横尾ニ向天堺、西限大河、北限クス谷ノ
口ヲ堺、公文地除之、
一所、高洲ノ堂後
東限尾、南限堂ノ上ノ尾、西限
大河、北限谷河、
一所、高尾小野山
東限峯、南限ヲトシノ尾ヲ登リニ國

久ヵ地ヲ堺、西限大河、北限神ノ渕ノ
上ノ尾ヲ登リニ青山ニ向天堺、但公田
除之、
一所、中嶋
東限河岸、南限下ノ堀切、西限大河、
北限出合、
一所、津野向垣
東限白木ノ峯ヲ登リニ長尾ヲ下
ニ立石ヲヨコサマニ梅ヵナルノ尾ニ
向天堺、南限梅ヵナルノ尾ヲ
下ニカツ、ノニ向天亠谷ノ尾ヲ北ヘチ□
……（裏花押）（裏花押）……
せニ向天藤源太ヵ畠ノ北ノハツレヲ河ニ向天堺、
向ハ大渕ノ上ノ畑山ト國久ヵ地トノ堺ヲ
キリカサコニ越ル道ニ向天堺、西限合坂
ノ中尾、北限ワサフ土、但上ノ堂ノ燈油畠
一所并能登房地ト國久ノ地除之、
一所、大畑
東限大河、南限尾ヲ下ニ瀧ノ口へ向天堺、
西限峯、北限谷ヲ登リニ高柿木ヲ峯ニ向
天堺、

一所、福井、國領畠
東限大道、南限登道、西限正清ノ麻
蒔、北限小田ノ尻ヨリ流タル溝堺、
一所、熊波下村
東限二井ノミ谷、南限熊波河、西北ハ山
田尻ノ谷河ヲ下ニ大道ノ辻へ向天熊波
道ヲ登ニキム谷口ノ横道ヲ高柿ノ木ヲ
白ミノ二段田ノ中ノ溝ヲ河ニ向天堺、
已上貳拾所
一　蔗子分田畠等
上地後家尼分
……（裏花押）（裏花押）……
一所、田、野尻、上依　一段半
一所、畠、上地、上依
東限コホロ、南限又太郎ヵ家ノ南ノツマヲ
登リニ四郎太郎ヵ家ノ北ノツマニ向天堺、西ハ持
佛堂ノ上ノ岸ヲ堺、北ハ大澤ノミソヲ堺、
一所、畠、熊井、東依
東限大河、西限北ノハタナル殖柳ヲ登ニ中
クマヲ道ニ向天道ヲ登リニスクニナメラ渕ノ尻
ニ向堺、南限河、北限河、

一所、畠、同所、山畠
東限大河、南限七美堺、西限峯、北
限入山谷ノ谷口ヨリ桂木ヲ一本松ヨリ
峯ニ向天堺、
二郎分
一所、田、ハイマ　一段大
一所、田、チミノカシ ハサキ　一段大
一所、アサマキ、クマナミノアカリ
一所、畠、カツヽノ
東限峯、南限國久・延恒地堺ノ上ノ小尾
……（裏花押）（裏花押）……
登リニ峯ニ向天堺、西限公田、北限藤源
太カ畠ノ北ノハツレヲチンセヲ登リニ尾
ニ向天堺、
一所、アサマキ、熊波ノアンカリ、
一所、畠、畑山
東限大河、南限畑山谷登リニ藤四郎畠
ノ北ノ小尾ヲ登リニ峯ニ向天堺、西限峯、北
限大渕ノ上ノ國久ノ地堺ヲ登リニキリカ
サコニ越道ニ向天堺、
一所、焼尾谷杤山

一所、北依、クルミワラ
東限峯、南限ナメラ渕ノ大エノキヲ
二家ノ中ヲノホリニサイノ谷ヲ上リニ
峯ニ向天堺、西限大河、北限小谷、
一所、梅カナル
東限國久ノ地堺、北限梅カナルノ尾、
南限小谷、西限大河、
長井女子分
一所、田、イワナ口　一段
一所、田、ヒサノ前、依南半卅六歩
一所、畠、岩田、依北
……（裏花押）（裏花押）……
東限谷河、西限峯、南限シハ谷ヲ登リ
ニ三本アル椙ト杤ヲ登ニヒム谷ニ向天小
尾ヲ峯ニ向天堺、北ハ古屋敷ト白井谷
トノ中ノ尾ヲ登リニ峯ニ向天堺、
一所、畠、福井、依南
東限溝、南ハ大河カチヤ谷ニ向天堺、
西限大道、北ハ傍示アリ、
大内女子分
一所、田、熊波溝口　一段六十歩

一所、田、同並　半　除伍所　寺社免

一所、畠、福井、南依　定畠貳拾玖所

東限公田、南限小田ノ尻ヨリ流タル　河并簗瀬分

溝堺、西限峯、北限道ノハタナルスモ、　一

ノ木ヨリ登リニスクニ峯ニ向天堺、又同　一所、上依

麻蒔半分加之、　上限七美堺・小代堺、下限柿ノナルノ前

千松女分　ノ二井渕ノ尻ノ出合ヲ堺、但蔗子分ノ簗

一所、田、イワナ口　大四十八歩　瀬等除之、

一所、田、熊波白ミ　小六歩　一所、山田河

観音女分　上限多田ノ庄堺、下限珎美ノ出合、

一所、畠、ヤウカ、南依　右注進如件、

西限峯、北ハホソ谷ヲ下ニ東ナル道ニ　徳治二年六月　日　惣領地頭惟宗保信（花押）

……（裏花押）（裏花押）……

向天道ヨリ南へ向天寺林ノ尾ヲ堺、

南ハ寺地ヲ堺、

已上田玖段玖拾歩

畠玖所

并田肆町柒段大肆拾歩

除肆段半寺社免

定田肆町参段佰伍歩

并畠参拾肆所